

(森田議会議務局長報告)

- 一、昭和五十六年第三回福生市議会議定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、陳情の受理について(別添参照)
- 四、議席の変更願ひ届について(別添参照)
- 五、議案説明員の出席要求について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君 登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る九月三日と、けさ開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告させていただきます。

まず三日の委員会についてであります。今次定例会に市長から送付されました議案は、条例の一部改正等十七件であり、他に市民からの陳情一件の十八件であります。

また、一般質問については、四名の議員から通告がありました。

日程の順序については、慣例に従いまして、一般質問を先にお願ひいたし、次に条例の一部改正、補正予算、同意議案の順にお願ひすることとし、最後に陳情をお願ひすることといたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、契約同意の議案以外はお手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託することといたしました。

なお、契約同意議案につきましては、工期の関係もありますので、詳細な説明と十分な御審議をお願ひいたし、即決にすることといたしました。

会期につきましては、別紙会期案のとおり、本日と明日十一日に一般質問及び議案審議をお願ひし、委員会審査、休祭日等を考慮し、二十四日を最終日とする十五日間とすることに決定いたしました。

また、全員協議会につきましては、理事者側の申し入れもあり、議会側としても

予定している協議事項がありますので、明十一日の全日程終了後に開催すること  
で委員会は了承しております。

次に、けさ開催いたしました議会運営委員会でございますが、追加議案として提案  
されました議席の変更について、その取り扱いを審議いたしました。その結果、本件は本  
日の日程に追加することとし、日程第二の会期の決定の次に先議してお願いすること  
いたしました。

以上でございますが、議員各位の御協力によりまして、第三回定例会がスムーズに運  
営されますようお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、九月十日から九月二十四日  
までの十五日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって会期は十五日間と決定いたしま  
した。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告されたとおり、小林菊三君ほか三名か  
ら提出されました議席の変更についてを日程に追加し、先議することに御異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議席の変更についてを  
日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 追加日程第一 この際議席の変更を行います。

小林菊三君ほか三名より、都合により議席を変更されたい旨の申し出がありましたので、  
会議規則第三条第三項の規定により、お手元に御配付のとおり、それぞれ変更  
したいと思いますが、御異議ありませんか。

○六番（村尾栄次君） 突然のあれで、私にもよく理解できないんですけれども、  
理由ということ、それから二の問題につきまして、細かくひとつ説明していただきた  
いと思います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十時九分 休憩

午前十時十九分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○六番(村尾栄次君) ただいまの質問について、取り消しをさせていたいただきたいと思  
います。

○議長(末次性男君) ただいま村尾栄次議員から質疑取り消しの申し出があり  
ましたが、取り消すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。  
ほかに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よってお手元に御配付してありま  
すとおり、それぞれ議席を変更することに決定しました。

附にて取り消し  
二行削除

議席の交代を願います。

(議席交代)

○議長(末次性男君) 日程第三一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い、発言を  
許します。十二番松山 清君。

(十二番松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 二点について一般質問させていただきます。

まず初めに、第一点ですが、臨調答申に基づく政府の行革について、市長  
の考え方、当市に与える財政的影響、及びどのような対応をしていかれるのか  
質問をいたします。

国民が行政改革に期待したのは、政界と財界とそれに高級官僚がなれ合  
って膨大な国家予算から甘い汁を吸い取る、不正、腐敗の仕組みをなくしたり、  
戦争準備のために急増する軍事費などのむだ遣いをやめさせることです。

しかし、臨調答申の内容は、国民の願う行政改革とは似ても似つかぬしろものである

ことは、今日、ますます明瞭になってきています。

それは第一に、わずかに国民要求を入れた部分もあるものの、大半は保育料の値上げ、児童手当十二万五千円分の切り捨て、老人医療費の有料化、医療年金制度の改悪、四十人学級の凍結と、私学助成へのカット、農業、中小企業への補助削減、国民健康保険給付費の都道府県への肩がわりなど国民の広範な生活分野に対する全面的攻撃の改悪にほかなりません。

第二にこの国民への犠牲の押しつけで浮かせたお金をアメリカのレーガン政権の言うままに軍備拡大や海外の、いわゆる経済協力に注ぎ込もうとするものです。

また、第三に大企業に対しては、特権的な補助金や減免税、大型公共投資などの優遇措置を温存するばかりか、民間活力の強化と称して大企業向け育成の緩和やもうかる公営企業の民間移行をうたい、その特権の新たな拡大を図ろうとしています。まさに臨調答申は、軍事費拡大、大企業の保護のために国民に一層がまんを押しつける路線であり、その強行を許すかどうかは、わが国の国民一人ひとりの生活を左右する大問題であります。とりわけ重大なのは、政府が当然各関係委員会や個別審議を尽くし、是非を国民の前に明らかにすべき三十九もの関連法案を一本化して提出し、特別委員会を

設置して一括処理をしようとしていることです。それは、臨調路線の恐るべき反国民的内容とねらいが多くの国民によく知られないうちに短期間、形式的審議だけで関連法案を一挙に成立させてしまおうとする保守的策謀にほかなりません。

以上のような内容とねらいを持つた行革を私は絶対に許してはならないと考えておりますが、市長におかれましては、どのように考えておられるのか、まず第一にお尋ねいたします。

次に、このような行革が国民に大きな負担を押しつけるものであると同時に、地方自治体にとっても、財政的に大きな影響を受けることは必至であります。

そこで、当市においては、そのような状況を許せばどの程度の影響が予測されるのか、答弁を願います。また、どのような対応をしていくお考えをお持ちおられるのか、あわせてお尋ねをいたします。

二点目、基地問題についてであります。

去る七月、提訴から五年にして基地公害訴訟の判決が行われ、米軍機の騒音による被害が法廷の場で初めて認められました。このことは基地公害の被害救済に向けて、大きな一歩を踏み出したものであると考えられます。従来、住民に対しては、不十分な民務防音工事で、基地周辺整備は十分であったとしてきた国の責任が厳しく問われるものであります。

このような判決を踏まえ、市長といたしまして、基地や政府に対して、今後どのような考えで対応していこうとしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、飛行実態と飛行制限の申し入れについてであります。七月の横田基地公害訴訟の判決などによって、飛行実態などに変化が見られるのかどうか、判決が出た後から現在までの離着陸回数や騒音の程度、機種等の実態についてお尋ねをいたします。

また、市内上空の飛行が依然として行われているが、これらの回数等を把握しておられるのか、最近新聞に航空機騒音だけをキャッチする騒音計が開発されたと発表されておりますが、これらを購入し、より正確な騒音測定を実施していく必要があると思ふが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

最後に夜間飛行の制限や市内上空の飛行制限など具体的な飛行制限の申し入れを最近行っておられるのかどうかお尋ねをいたしまして、簡単でありますが、私の一般質問いたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 松山議員さんの質問に対して、お答えいたします。

第一点の臨調に基づく政府の行革について、第一点から御答弁を申し上げます。

ます。

御指摘のとおり、臨時行政調査会において、第一次答申が七月の十日に出されております。この答申によりますと、行政全般にわたり、見直し検討が要望されております。

政府は当面、昭和五十七年度予算編成に当たり、補助金の整備、合理化等各省庁に要請しており、したがって、地方公共団体もその影響を当然受けるわけであります。昨今の経済状況や諸般の状況を考えますに、財政再建という名のもとに国民的立場から、総論賛成、各論になりまして、一概に賛成という立場は必ずしもものと思ひます。

当市のように依存財源に頼っている状況下ではなおさらであります。現在、数的にも具体的事項については、明らかではありませんが、その内容があらゆる分野にわたっている関係上、その影響も大きなものとなることか予想されますが、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、最大の努力をしていく所存でございます。

第二点目でございます。たいま申し上げたとおり、内容についてはまた明らかではありませんが、補助金の一割削減等今後の行財政の運営にはかり知れない影響が予想されますが、行政水準の確保に全力で努力してまいりたいと思っております。

第三点目でございます。これから年末にかけて、国において予算編成がされていきますが、都あるいは市長会と連携し、依存財源の確保を図ってまいりたいと考えております。さらに基地関係予算につきましては、全国市長会等を通じ、強力な運動をしてまいりたいと考えております。

次に基地問題でございます。

基地公害訴訟の判決結果を踏まえ、今後の基地対応はどのように考えるかの御質問でございますが、昭和五十一年及び昭和五十二年、国に対して提訴した横田基地夜間飛行禁止等請求事件に対する支援協力については、条約に基づき決まった国策上の基地であり、裁判についての応援は差し控えていたわけですが、七月十三日の東京地裁八王子支部において、判決が公表したことは、御承知のとおりでございます。その後、国及び原告団はそれぞれ判決結果を踏まえ、東京高裁に控訴したことであります。今後の判決の成り行きを見守っていきたいと考えております。

なお、市民生活にかかわる問題につきましては、従来にもまして行政的立場から最善の努力を払い、施策を講じていきたいと考えております。

第二点目でございますが、次に飛行実態と飛行制限の申し入れにつきましては、従来から実施している騒音測定を今後も引き続き実施していきたいと考えております。また、飛行制限の申し入れについては、機会あるごとに米軍並びに防衛施設庁に対して行っていきたいと考えております。

はなはだ簡単でございますが、答弁といたします。数的なこと等につきましては、部長から答弁させます。

○企画財政部長（生子国利君） それでは、市長の補足説明といたしましたので、御質問に対する数的な問題を参考までに申し上げてみたいと思っておりますが、しかし、この数字というものにつきましては、行政改革そのものが、まだ確定はしておりません。したがって、閣議決定されている八月二十五日以降、行革において東京都が影響を受けるものがこの程度だということは、私の方も把握したわけですが、先般の立川、三鷹間の総決起大会に御出席の議員さんについては、おわかりと思いますが、東京都で発表されております数字というのは三百四十八億円が行革によって影響を受けるというふうなことがあいさつの中に出ておりますが、その数字は私の方で調べましたところ、国民健康保険の一部負担金の都道府県の肩がわり、先ほど松山議員さんからお話

がありました二の負担の関係で二百九億円が影響を受けると、それから、児童扶養手当、特別手当、あるいは児童手当の給付、これらにつきましては、約四十一億円の影響がある。これはいままでも全額国が国庫負担していたものが、国の方針としては国が八〇%、都道府県が二〇%というふうな厚生省の考えている概算の数字をもとにはじき出したものであります。それから、公共事業の特例の補助率の関係がこれを六分の一に下げるといふことになりますと、これが十一億、それから補助金の削減といったしまして、すべていままでの生活保護費等を除いた一般的な経常、いわゆる国庫補助金、支出金ですか、これらを合わせまして八十七億円、これがいま算出されております。東京都としては影響が三百四十八億円受けるという数字になっております。そこで、当市としてこれを市がそれに基づいて受けるかどうかという問題につきましては、まだはっきり把握はしておりませんし、また都としてもそれらにつきましては、まだまだ先ほど市長が申しましたとおり、各論的になりますと、問題がまた生じてくると思ふんです。しかし、私の方としても、一応はもしそれらが関連した場合にどの程度の影響を受けるかということは、財政当局としては、当然把握してこれに対応すべきが担当としての任務だと思いますが、それで参考までに私の方ではじき出した数字は、これが正

しいかどうかということは、はっきり申し上げられません。しかし、いままでの経常的補助金、支出金として国庫からもらっているものをばじき出して、その数字に一割をもし減じた場合には、幾らになるかということを出した数字がございます。これは行革の結論によつてまた、法律の改正その他に基づいて変わってくると思いますが、ただ影響として大体五億四千万程度が現在当市に入つてきます。その一割とすれば、当然御承知のとおり五千四百万、約五千万程度が当市におけるいまの算出から出た数字だといふふうに考えております。

以上数字的な問題を申し上げたんですが、これはただ単純に計算したものでございまして、このうちには恐らくカットされるものもあるだろうし、また率も変わってくる問題もあるだろうし、あるいはこれに対象にならないで都で肩がわりするものもあるといふことになりますと、その点につきましては、まだはっきりしたことは申し上げられないので、一応は目安として申し上げた数字でございます。

よろしく願ひいたします。以上です。

○市民部長（井上又男君） それでは、二問目の基地問題に関連いたしましたの飛行実態でございますが、六月の一カ月間の飛行回数が一千二百七十二回、七月におきま

では、一千五百六十二回、それから、さらに八月には一千二百二十二回というようなことで、前年対比いたしますと、八月におきましては、約二百二十機ばかりの減になっておりますが、七月におきましては、約六百機、正式には五百九十二回ですが、増になっております。八月においては前年とほぼ変わらぬ二十三回の増程度でございます。それが飛行実態でございます。それほど変化はないと思っております。このような次第です。

それから、騒音測定器の新機種の開発の御質問でございますけれども、やはり公害騒音測定器等を取り扱っている業者等に問い合わせまして聞くところによりますと、現在リサイクルセンターに使っている機種より高度なものの測定をできるというようなことで、現在使っている機種よりも、さらにプラスをするならば、可能だけれども、実質的にはこれはリサイクルセンターの上空等におきましては、ほとんど飛行機騒音を主に測定できるような機種でございますので、あの程度でいいというふうなことになるかと思ひます。しかし、庁舎の屋上、あるいは市内で測定するならば、このようなものをプラスすると、かつて二つき園を取り上げました測定器につきましては、機種等も相当古くなっております関係で、最近の機種にはジョイントすることはできないというようなことで、新規な機種に買いかえない限り使用不可能であろう

というようなことでございます。そんなことでこの機種につきましては、予算を伴う問題でありますので、これを即どうするということまではいかないと思ひますが、参考までに金額にして約三百七、八十万の額になるかと思ひます。このような機種が最近開発された、これはあくまでいままである機種にさらにより精度の高いもの、要するに測定の範囲をいままでは六〇％から七〇％ぐらいの機種だったものが、これを九〇％からさらに九五％ぐらいの測定に使えるというような機種でございます。います。

したがしまして、これはあくまで騒音のみを測定する機種でありまして、飛行機の種類——私が先ほど申し上げているのは機械の種類でございます。飛行機の種類というのをなくして、そういう飛行機の種類、判定については、やはり肉眼で測定しない限り、不可能であろうというふうなことでございます。

以上でございます。

○十二番（松山 清君） 自席から質問させていただきます。

市長にもう一度お聞きしたいのですけれども、臨調に基づく行革についてなのですけれども、言ってみれば総論賛成、各論賛成とはなかなかならないというふう

な考えもあるみたいな話で、市長自身のお考えがそのものなのかどうか、ここをちょっとまずはっきりしていた方がいいと思うのです。市長は今回政府が進めようとしております臨調の答申を受けた臨調路線というのですか、こういうものについて、先ほど私はこういう臨調については、先ほど登壇いたしましたいろいろな大変大きな問題があるからということをお私なりに質問をいたしましたのですか、そういうことについて、どういう考えを市長自身持っておられるのか、これは明らかに答えたいと思います。

それから次に、市民生活にこういう臨調としていまのような形の行政改革なら国民に大きな負担になるわけで、真の行革とは言えないしろものなんですから、こういう市民の生活に急激な変化を及ぼさないよう努力する、当然それはそのように努力していただかなければなりません。そこでそういうふうに言いますけれども、じゃ具体的にそれは都なり市なり、いろいろ肩がわりという方策も当然出てくるわけですから、私から言わせれば市民に負担をさせない。もちろん、その前提としては、そういう行革について国民全体に負担を押しつけるような要求についてはこれをやめさせていくということが前提にあるわけですから、それと同時に、市民にそういう財政的な

影響を受けたものを、市民に負担をさせていかないということについて、どのように考えているのか、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

それから、市の財政に対する影響ですね。これは正確に述べろと言っても、確かにそれはむずかしいと思うんですが、正しいかどうか申し上げられませんが、なんと言われようと、どうもこの概算の数字を見ても余り信頼できなくなってしまうのですけれども、目安として一割カットで五千万くらいだろうということで、この数字に多少変化が当然出てくるものは出てくるだろうと思いますけれども、いま出されている行革の内容ではこの程度でおさまるんだというふうに、これが正しいかどうかということを前提に最初に言っているんですけれども、こういう点、試算されたわけですから、正確ということでは約五千万円という数字になるわけですから、これはこの程度でおさまるのだというふうに考えてよろしいかどうか。

それと、さらにちょっと詳しくお聞きしたいんですが、この臨調について特に当市の場合は、基地との防衛補助関係があるわけですから、臨調の答申そのものでは、防衛については、民生安定施設の助成及び周辺整備調整交付金については、その事業内容を見直し、当該経費を抑制するというような答申がされてお

ます。これは当然、大きな関心を持っておられるところなのでお読みになつたかと思ふ  
んですけれども、これについてはどのような理解を、これはもう臨調答申だけで実際に  
はそんなにやれつこないというふうに考えておられるのかどうか、どのような理解をして  
いるのか、これもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、基地の件なんですけれども、今後の成り行きを見守つていきたいと、これ  
は答弁なんだろうけれども、裁判がそれぞれ国、住民側は上告しましたから、それは  
今後高裁、最高裁というふうに続いていかれるだろうと思ひますけれども、私がお聞  
きしたいのは、少なくとも一審段階とはいへ、米軍の航空機による騒音によつて被害  
はあるんだと、それには補償しなければならぬのだという判決は出たわけです。たと  
すれば行政側といひまして、そういう住民にも被害があつて、それは一応裁判で  
も認められ、少なくともいま現段階では認められたはずになつてゐるわけなんです、より  
一層そういう住民に対する被害の解決のために力を入れていかなければならぬの  
じゃないかと思ふんです。その辺については、どうも余りはつきりしてお考えをお持ちじゃな  
いような気がするのですけれども、その辺についてどうなのか、単なる裁判の傍観者で  
は私は決していけないだろうと思ふのです。裁判は裁判としてそれは進行いたしますけ

れども、少なくともそういう被害を受ける地域を抱えている当市といひましては、私はたとえ  
ば民家防音工事は大変重要ですけれども、そういう地域の拡大とかいろいろ打つべき手、  
方策はあるだろうと思ふのですが、そういうものについて、やはり具体的に要求をして  
いかなければならないと思ふのですが、この点について、もう一度詳しくお聞きしたいので  
す。

それから、騒音測定については、これは長期間にわたつてやつておられるわけで、こ  
れはこれとして実績を挙げてこられたわけですが、この問題について、ひとつ六月、  
七月、八月、こういう形で離着陸回数等を聞きました。それとさつき質問で市内上空  
についても把握をしておられるのかということをお聞きしたのでありますが、それについて把握し  
てないのかどうか答弁なかつたのですが、その点についてもう少しはつきりさせていた  
きたいと思ひます。

それから、より正確に騒音測定をするということで、確かにリサイクルセンターで設  
置してやつてゐると思ふんですが、従来、市内の市役所なり移動して測定するとい  
うことになる地上音が測定器に入つてしまふんで正確さを失うというようなことが  
言われておりました、しかもいま答弁内にありましたようにかなりの精度で航空機